

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例

(平成 17 年 3 月 25 日 条例第 6 号)

改正 (平成 18 年 3 月 27 日 条例第 27 号)

改正 (平成 19 年 3 月 23 日 条例第 19 号)

改正 (平成 21 年 3 月 25 日 条例第 47 号)

改正 (平成 22 年 3 月 29 日 条例第 10 号)

改正 (平成 23 年 3 月 25 日 条例第 17 号)

改正 (平成 24 年 3 月 28 日 条例第 53 号)

改正 (平成 27 年 3 月 25 日 条例第 13 号)

改正 (平成 27 年 3 月 16 日 条例第 70 号)

改正 (平成 29 年 3 月 27 日 条例第 7 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設（同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を行わせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者に管理を行わせることができる公の施設)

第 2 条 知事又は教育委員会（以下「知事等」という。）は、指定管理者に別表に掲げる公の施設の管理を行わせることができる。

(公募)

第 3 条 知事等は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、施設の概要、申請の方法その他の規則又は教育委員会規則（以下「規則等」という。）で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

(選定基準)

第 4 条 知事等は、指定管理者の指定の申請があったときは、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- 一 県民の平等な利用を確保することができること。
- 二 当該公の施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができること。
- 三 当該申請に係る事業計画に沿った管理を適正かつ確実にを行う能力を有していること。
- 四 その他知事等が定める基準

(選定の特例)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当するときは、前 2 条の規定にかかわらず、知事等が定める団体を指定管理者の候補者としてすることができる。

- 一 指定管理者の指定の申請がなかったとき、又は前条の審査の結果、指定管理者の候補者として適当と認める団体がなかったとき。
- 二 指定管理者が地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消されたとき。

三 その他知事等が当該公の施設の適正な管理を確保するため特に必要と認めるとき。

(管理の基準及び業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲は、公の施設の適正な管理が確保されるよう、次に掲げる事項を当該公の施設の管理に関する事項を定める規則等で定める。

一 開館時間、休館日等県民の利用に供するための基本的事項

二 利用を制限する場合の要件

三 指定管理者が行う権限の範囲

四 その他指定管理者が行う公の施設の管理に関し必要な事項

(施行事項)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則〔略〕

別表 (第2条関係)

- 1 青森県立三沢航空科学館
- 2 青い森鉄道
- 3 青森県男女共同参画センター
- 4 青森県子ども家庭支援センター
- 5 青森県立自然ふれあいセンター
- 6 白神山地ビジターセンター
- 7 県民福祉プラザ
- 8 青森県身体障害者福祉センターねむのき会館
- 9 青森県視覚障害者情報センター
- 10 青森県聴覚障害者情報センター
- 11 青森県立はまなす医療療育センター
- 12 青森県総合運動公園(規則で定める施設に限る。)
- 13 新青森県総合運動公園
- 14 青森県営駐車場
- 15 青森県営柳町駐車場
- 16 岩木川流域下水道
- 17 馬淵川流域下水道
- 18 十和田湖特定環境保全公共下水道
- 19 県営住宅の団地(桜町団地を除く。)及びその共同施設
- 20 特定公共賃貸住宅の団地及びその共同施設
- 21 青森県営浅虫水族館
- 22 青森県量子科学センター
- 23 青森県総合社会教育センター
- 24 青森県立種差少年自然の家
- 25 青森県営スケート場
- 26 青森県武道館
- 27 青森県立郷土館

地方自治法（抄）

（公の施設）

第 244 条第 1 項

普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 第 3 項

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 244 条の 2 第 11 項

普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○青森県身体障害者福祉センター条例

昭和四十八年十月十一日

青森県条例第三十八号

青森県身体障害者福祉センター条例をここに公布する。

青森県身体障害者福祉センター条例

(設置)

第一条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与するため、身体障害者福祉センターを設置する。

2 身体障害者福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
青森県身体障害者福祉センターねむのき会館	青森市

(平一八条例二五・一部改正)

(利用者の資格)

第二条 身体障害者福祉センターを利用する資格を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 身体障害者
- 二 身体障害者を介護するため同伴する者
- 三 その他知事が適当と認める者

(委任)

第三条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）に定めるもののほか、身体障害者福祉センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例六・旧第四条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、昭和四十八年十一月一日から施行する。

附 則（昭和五九年条例第四八号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第六号）抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第十六項までの規定は、

規則で定める日から施行する。

(平成一八年規則第六号で平成一八年四月一日から施行)

附 則 (平成一八年条例第二五号)

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

○青森県身体障害者福祉センター規則

平成十七年四月二十七日

青森県規則第六十四号

青森県身体障害者福祉センター規則をここに公布する。

青森県身体障害者福祉センター規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県身体障害者福祉センター条例（昭和四十八年十月青森県条例第三十八号）第三条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条の規定に基づき、身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第二条 センターの利用時間は、午前八時四十五分から午後四時三十分まで及び午後五時から午後八時三十分（宿泊を伴う利用にあっては、翌日の午前九時）までとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(休館日等)

第三条 センターの休館日は、次のとおりとする。

一 火曜日

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の休館日に開館し、又は同項の休館日以外の日に休館することができる。

(平一九規則一〇・一部改正)

(利用の承認)

第四条 センターを利用しようとする者は、利用申込書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用の制限等)

第五条 知事は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者のセンターの利用を拒み、その前条の規定による利用の承認（以下「利用の承認」という。）を取り消し、又はその利用を制限することができる。

一 他の利用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。

二 センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあると

き。

三 不正な手段により利用の承認を受けたとき。

四 この規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、センターの管理運営上支障があると認めるときは、センターの利用を制限することができる。

(原状回復等)

第六条 利用者は、故意又は重大な過失によりセンターの施設、設備等をき損し、又は汚損したときは、原状に復し、又は現品若しくはそれに相当する代価をもって弁償しなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

一 更生相談、機能訓練、スポーツ及びレクリエーションの指導、ボランティアの養成、身体障害者社会参加支援施設の職員に対する研修その他身体障害者の福祉の増進を図る事業の実施に関すること。

二 利用の承認に関すること。

三 第五条の規定による利用の制限等に関すること。

四 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。

五 その他センターの管理に関し必要な業務

(平一九規則一〇・一部改正)

(指定管理者に管理を行わせた場合の利用時間等)

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの利用時間及び休館日は、第二条第一項及び第三条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める利用時間及び第三条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた利用時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例附則第六項の規定の施行の日から施行する。

附 則（平成十九年規則第一〇号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。